

公益財団法人岩手県観光協会観光業務優良従事者表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、岩手県内において観光関係業務に従事する者の意欲の高揚と接遇の向上を図るため、他の模範とするに足ると認められる者を理事長が表彰することを目的とする。

(表彰される者)

第2条 表彰の対象者は、県内宿泊並びに観光施設、交通機関、観光協会及びその他観光関連施設に従事するもので理事長が適当と認める者について行う。

(申 請)

第3条 関係団体の代表者は、前条に該当すると認められる者があるときは、別に定める要領に基づき申請するものとする。

(方 法)

第4条 理事長は、前条の推薦のあった者のうち適当と認められる者を表彰する。

2 表彰は、会長及び理事長の連名による表彰状、記念品を授与して行う。

(表 彰)

第5条 表彰は、毎年「観光の日」に行う。但し、特別の理由があるときは、理事長が別に定める日に行うことがある。

(表彰の実施)

第6条 この規程に基づく表彰の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成17年3月16日一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月27日理事会議決)